

注記事項

1. 重要な会計方針

1.有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び工作物
定率法を採用しております。

物品

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を基準とし、残存価額を取得価額の10%とした定額法で計上しております。

(2) 無形固定資産

研究開発費に該当しないソフトウェア制作費については、取得年度の翌年度から利用可能期間（5年間）に基づく定額法により減価償却をしております。

2.引当金の計上基準、計算方法

(1)貸倒引当金

保険料の期末未収金については、過年5年間の貸倒実績率に基づく方法により貸倒引当金を計上しています。

(2)賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出しております。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

勤勉手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

(3)退職給付引当金（恩給給付費及び整理資源に係る退職給付引当金を除く）

① 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出しております。

経験年数階層毎人員数×平均俸給額×退職手当支給率

② 国家公務員災害補償年金

職員の遺族の支払に備えるため下記の計算方法により算出しております。

受給資格者の数による支給日数×平均給与額×割引率

により算出した一人あたりの所要額の合算

<重要な会計方針の変更>

従来、整理資源に係る退職給付引当金繰入額については、退職給付引当金の前年度末残高と当年度末残高との差額を計上していたが、本年度より、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額補充を退職給付引当金繰入額とすることとした。

この変更は、退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

この変更により、前年度の退職給付引当金繰入額が 1,731 百万円増加し、人件費が同額減少している。

3.その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税込方式によっております。

2. 偶発債務等

1.偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは、別紙のとおりです。

3. 翌年度以降支出予定額

1. 歳出予算の繰越 66 百万円

2. 継続費

該当ありません。

3. 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による繰越債務額 10,443 百万円

4. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

2. 責任準備金の計上方法

翌年度以降の年金給付に必要と見込まれる額を下記の計算方法により算出しております。

年度以降各年度の年金受給者×年金単価×スライド率×(1/現価率)

3. 財政法第44条の資金

① 積立金

当該勘定において発生した各年度の歳入歳出差引きの剰余は、翌年度の歳入に繰入れられる額及び支払備金と未経過保険料として翌年度に繰入れられる額を除き、労災保険特別会計法第18条第1項の規定により積立金に積み立てております。なお、積立金の見合資産は現金・預金です。

4. 業務費用計算書における収益の計上

該当ありません。

5. 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・「現金預金」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金及び積立金の合計額を計上しております。

- ・「未収金」には、労災保険の未収金と過誤払による返納金債権等を計上しております。
- ・「貸倒引当金」は、未収保険料の貸倒に備えて過去5年間の貸倒実績率に基づいて計上しております。
- ・「未収収益」には、主に預託金の運用利子の未経過期間分を計上しております。
- ・「前払金」には、主に過誤納付による保険料返還金や徴収勘定に対する業務取扱費の前払い額を計上しております。
- ・「前払費用」には、主に自賠責保険料を計上しております。
- ・「土地」には、主に庁舎敷地を計上しております。
- ・「立木竹」には、主に庁舎敷地上の植栽を計上しております。
- ・「建物」には、主に庁舎建物を計上しております。
- ・「工作物」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている工作物の台帳価格を計上しております。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の庁舎建物・工作物等の工事費を計上しております。
- ・「物品」には、取得価格が50万円以上の機械器具等の重要物品を計上しております。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権とソフトウェアを計上しております。
- ・「出資金」には、政策目的をもって保有している政府出資金額を計上しております。
- ・「支払備金」には、当該年度以前に業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対して、年度末現在未払となっている保険給付額を計上しております。
- ・「未払金」には、職員等に対する児童手当未払金や政府職員失業者退職金の未払額を計上しております。
- ・「未経過保険料」には、労災保険料の未経過期間に相当する前受額を計上しております。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上しております。
- ・「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当金を計上しております。
- ・「責任準備金」には、翌年度以降の年金給付に必要と見込まれる額を計上しております。
- ・「資産・負債差額」には、資産負債差額増減計算書により計算される本年度末資産負債差額を計上しております。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上しております。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上しております。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当該年度末における職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上しております。
- ・「労災保険給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する保険金給付費の額を計上しております。

- ・「福祉施設給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金等を計上しております。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上しております。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しております。
- ・「交付金」には、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構への交付金を計上しております。
- ・「運営費交付金」には、「独立行政法人通則法」第46条で規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上しております。
- ・「分担金」には、国際社会保障協会及び国際労働監督協会への分担金を計上しております。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当や恩給負担金等を計上しております。
- ・「徴収勘定へ繰入」には、主に労災保険料の返還金や徴収事務費を計上しております。
- ・「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上しております。
- ・「その他の経費」には、旅費、諸謝金等を計上しております。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上しております。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、当期に繰り入れた額を計上しております。
- ・「責任準備金繰入額」には、責任準備金の当年度末残高と前年度末残高の差額を計上しております。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上しております。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、平成14年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上しております。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上しております。
- ・「運用益」には、預託金運用に係る利子収入を計上しております。
- ・「その他の財源」には、小切手支払未済金収入、返納金等を計上しております。
- ・「徴収勘定より受入」には、主に労災保険の保険料収入を計上しております。
- ・「一般会計より受入」には、労災保険法第32条の規定に基づき国庫補助金を受け入れた額を計上しております。
- ・「無償所管換等」には、国有財産の無償所管換等を計上しております。

<区分収支計算書>

- ・「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上しております。
- ・「その他の収入」には、小切手支払未済金収入、返納金等を計上しております。
- ・「徴収勘定からの受入」には、主に労災保険に係る保険料収入を計上しております。

- ・「一般会計からの受入」には、労災保険法第32条の規定に基づき国庫補助金を受け入れた額を計上しております。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額(未経過保険料受入、支払備金受入、前年度繰越資金受入)を計上しております。
- ・「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上しております。
- ・「労災保険給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する保険金給付費の額を計上しております。
- ・「福祉施設給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金等を計上しております。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項に規定する補助金等を計上しております。
- ・「委託費等」には、補助金等に該当しない、対価性のある委託費及び交付金等を計上しております。
- ・「交付金」には、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構への交付金を計上しております。
- ・「分担金」には、国際社会保障協会及び国際労働監督協会への分担金を計上しております。
- ・「運営費交付金」には、「独立行政法人通則法」第46条で規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上しております。
- ・「徴収勘定への繰入」には、主に労災保険料の返還金や徴収事務費を計上しております。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金を計上しております。
- ・「庁費等の支出」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上しております。
- ・「その他の業務支出」には、旅費、諸謝金等を計上しております。
- ・「施設整備支出」には、土地、立木竹、建物、工作物等の国有財産取得に係る資本的支出を計上しております。
- ・「立木竹に係る支出」には、庁舎等の立木竹の計上に繋がる支出を計上しております。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物計上に繋がる支出を計上しております。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上しております。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、未完成施設に係る当期の支出額を計上しております。
- ・「資金への繰入」には、決算上の剰余金から将来財源確保のための積立金繰入額を計上しております。
- ・「翌年度歳入繰入」には、翌年度の歳入に繰り入れられる翌年度へ繰越額、未経過保険料、支払備金を計上しております。
- ・「資金本年度末残高」は、積立金の現在額であり、財政融資資金預託金として運用しております。
- ・「本年度末現金預金残高」には、翌年度歳入繰入の額と当該年度末における積立金の額を計上しております。

6.その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

(1) 「他会計（勘定）からの受入」及び「他会計（勘定）への繰入」についての内容

① 「一般会計からの受入」

労働者災害補償保険法第32条による一般会計から労災勘定への受入

② 「一般会計への繰入」

i) 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律第1条による労災勘定から一般会計への繰入

ii) 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律による労災勘定から一般会計への繰入

③ 「徴収勘定からの繰入」

労働保険特別会計法第7条第1項による徴収勘定から労災勘定への繰入

④ 「徴収勘定への繰入」

労働保険特別会計法第8条による労災勘定から徴収勘定への繰入

(2) 業務費用計算書の「徴収勘定へ繰入」の一部には、徴収勘定を經由して事業主に返還される保険料返還金相当額が計上されております。

(3) 資産負債差額計算書の「Ⅲ財源」中の「徴収勘定からの受入」には、徴収勘定を經由して繰り入れられる保険料収入等を計上しております。

(4) 単位未満の計数の切り捨て

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は合致しないことがあります。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しております。

(別紙)

偶発債務(係争中の訴訟等)集計表(平成15年度)

(単位:円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
損害賠償請求事件	50,000	横浜 地方裁判所 平成 13 年 (ワ) 第 1375 号	訴外の者に対する不支給決定通知により、原告の名誉と信用を低下させる損害を受けたとして提訴に及んだもの
損害賠償請求事件	1,000,000	横浜 地方裁判所 平成 15 年 (ワ) 第 168 号	労災保険給付の請求、さらに不服申立てにおいて、主張立証の労力や時間的損失を伴った精神的負担を強いられたとして提訴に及んだもの
損害賠償請求事件	5,811,040	和歌山 地方裁判所 平成 15 年 (ワ) 第 421 号	被告らの不法行為に基づく損害賠償として、慰謝料等の支払いを求め提訴に及んだもの
損害賠償請求事件	4,484,640	埼玉 地方裁判所 平成 15 年 (ワ) 第 2846 号	訴外の者に対する医療費等の返還請求権を保全するため、訴外の者の有する労災保険請求権を代位行使したとして提訴に及んだもの

貸借対照表附属明細書

労働保険特別会計労災勘定

○未収金の明細 (単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
労災保険料	徴収勘定	36,874
返納金等	過誤払対象者等	15,604
合計		52,478

○固定資産の明細 (単位：百万円)

区分	前年度末残額	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残額
有形固定資産						
国有財産 (公共用財産を除く)						
土地	40,229	6,879	10,444	-	-	36,665
立木竹	309	14	7	-	-	316
建物	46,874	3,981	1,511	5,718	-	43,626
工作物	22,600	2,026	288	5,845	-	18,492
建設仮勘定	4,710	594	2,299	-	-	3,005
物品	4,822	802	199	1,149	-	4,275
小計	119,547	14,298	14,751	12,713	-	106,380
無形固定資産						
電話加入権	138	-	-	-	-	138
ソフトウェア	2,799	1,167	-	981	-	2,986
小計	2,937	1,167	-	981	-	3,124
合計	122,485	15,466	14,751	13,695	-	109,505

○出資金の明細

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
労働福祉事業団	394,630	-	-	-	-	-	394,630
(独)産業安全研究所	7,161	-	-	-	-	-	7,161
(独)産業医学総合研究所	4,967	-	-	-	-	-	4,967
(独)労働政策研究・研修機構	-	-	1,603	-	-	-	1,603
合計	406,759	-	1,603	-	-	-	408,362

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	出資金額 (国有財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)
労働福祉事業団	766,516	553,068	274,040	279,027	766,516	766,516	100%
(独)産業安全研究所	7,161	7,663	936	6,727	7,163	7,163	100%
(独)産業医学総合研究所	4,967	6,854	1,548	5,305	4,967	4,967	100%
(独)労働政策研究・研修機構	1,603	7,080	769	6,310	6,360	1,603	25%
合計	780,248	574,668	277,295	297,372	785,007	780,250	-

純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額	使用財務諸表
279,027	394,630	行政コスト計算書
6,727	7,161	独立行政法人の財務諸表
5,305	4,967	独立行政法人の財務諸表
1,590	1,603	独立行政法人の財務諸表
292,652	408,362	-

○未払金の明細 (単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
繰入未済金	労災勘定	0
繰入未済金	雇用勘定	0
児童手当未払金等	職員等	16
その他	徴収勘定	1
合計		18

業務費用計算書明細書

○補助金等の明細

(単位：百万円)

補助金等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	労働災害防止対策費補助金	認可法人中央労働災害防止協会他	3,014	事業主による自主的な労働災害防止活動の促進及び指導援助業務のため	無
	産業医学助成費補助金	財団法人産業医学振興財団	8,738	産業医の養成を行うための産業医科大学の運営のため	無
	身体障害者等福祉対策事業費補助金	財団法人労災保険情報センター他	14,005	診療費相当額の貸付業務等のため	無
	障害者職業能力開発校施設整備費補助金	都道府県	10	障害者職業能力開発校の施設整備のため	無
	独立行政法人産業安全研究所施設整備費補助金	独立行政法人産業安全研究所施設整備費補助金	119	独立行政法人通則第8条第2項に基づく交付金	有
	独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費補助金	独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費補助金	586	独立行政法人通則第8条第2項に基づく補助金	有
	労働福祉事業団施設整備費補助金	労働福祉事業団	17,371	労災病院施設等の施設整備のため	有
	勤労者財産形成促進事業費補助金	独立行政法人雇用・能力開発機構	40	勤労者の持家建設等のための財産形成支援業務のため	無 (ただし、雇用助定の連結対象になっている。)
	交付金	労働時間短縮促進奨助事業等交付金	社団法人全国労働基準関係団体連合会	2,445	労働時間短縮のための助成金の支給業務のため
	短時間労働者福祉事業交付金	財団法人21世紀職業財団	942	短時間労働者を雇用する事業主に対する雇用管理改善等助成金の支給業務のため	無
	日本障害者雇用促進協会交付金	認可法人日本障害者雇用促進協会	42	被災労働者に対する作業施設等改善助成金の支給業務のため	無
合計			47,316		

○委託費等の明細

(単位：百万円)

委託費等の区分	内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	診療等委託費	認可法人中央労働災害防止協会	5,542	機械・有害物等に関する労働災害防止のための調査研究のため	無
	診療等委託費	財団法人労災ケアセンター	3,771	労災年金受給者のための介護施設の運営、在宅介護業務のため	無
	診療等委託費	財団法人労災保険情報センター	4,048	労災診療費請求書の点検のため	無
	診療等委託費	アフターケア等実施医療機関	3,341	外科後処置、アフターケア実施等のため	無
	診療等委託費	財団法人労災年金福祉協会	2,464	労災年金受給者等に対する相談業務のため	無
	診療等委託費	都市区医師会	2,063	小規模事業場労働者に対する健康相談の実施のため	無
	診療等委託費	その他	4,583	その他	無
	交付金	労働福祉事業団交付金	労働福祉事業団	39,830	産業保健推進センターの運営及び未払賃金立替払制度の実施等業務のため
	雇用・能力開発機構交付金	雇用・能力開発機構	782	勤労者の持家建設等のための財産形成支援業務のため	無
運営費交付金	独立行政法人産業安全研究所運営費交付金	独立行政法人産業安全研究所	655	独立行政法人通則第46条に基づく交付金	有
	独立行政法人産業医学総合研究所運営費交付金	独立行政法人産業医学総合研究所	975	独立行政法人通則第47条に基づく交付金	有
	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金	独立行政法人労働政策研究・研修機構	83	独立行政法人通則第46条に基づく交付金	有 (ただし、雇用助定の連結対象にもなっている。)
分担金	国際社会保障協会等分担金	国際社会保障協会 国際労働監督協会		・国際社会保障協会規約第10条37に基づく分担金 ・国際労働監督協会規約第14条に基づく分担金	無
合計			68,151		

資産負債差額増減計算書

○その他の財源の明細 (単位：百万円)

項	金額
雑収入	26,458
合計	26,458

○無償所管換等の明細 (単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等(渡)	財務省所管一般会計	△ 16	土地	合同宿舍建設のため	
	財務省所管一般会計	0	工作物	合同宿舍建設のため	
	独立行政法人労働政策研究研修機構出資金	△ 2,185	土地、建物等	独立行政法人設立のため	
繰戻訂正	-	209	土地、建物等		
報告渡し	-	10	土地、建物等		
実測と帳簿の差額	-	△ 7	土地		
合計		△ 1,990			

区分別収支計算書明細書

○その他収入の明細 (単位：百万円)

款	項	目	金額
雑収入	雑収入	公務員宿舍賃付料	68
雑収入	雑収入	小切手支払未済金収入	1
雑収入	雑収入	返納金	13,728
雑収入	雑収入	雇用能力開発機構資産継承収入	36
雑収入	雑収入	雑入	10,736
合計			24,572

○資金の明細 (単位：百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	7,586,333	41,939	-	7,628,272